

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

平成19年8月7日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第24号

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第5項の規定に基づき、広域連合議会議員（以下「議員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 議員に対する報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行（広域連合議会の会議その他の会議に出席するための旅行を含む。）をしたときは、その旅行に対し、費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の額は、北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）第5条の規定により北海道知事に支給される旅費に相当する額とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、北海道後期高齢者医療広域連合の設置後最初に行われる議会から適用する。